



令和元年度

# 美波町職員採用試験案内

令和元年7月29日

美波町

〒779-2395

徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1

電話 (0884) 77-3611

受付期間 令和元年8月13日(火)～8月29日(木)

【インターネットでの受付期間 令和元年8月13日(火)～8月23日(金)】

第1次試験日 令和元年10月20日(日曜日)

- (1) 郵便による申込みは、令和元年8月29日までの消印のあるもの限り受け付けます。  
インターネットでの申込みは、令和元年8月23日までに到着したのもの限り受け付けます。
- (2) 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。

## 1. 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

試験区分		採用予定人員	職務の内容
一般事務①	高等学校卒業程度	若干名	美波町において、一般行政事務に従事します。
一般事務② 【障がい者対象】	高等学校卒業程度	若干名	美波町において、一般行政事務に従事します。
建築	高等学校卒業程度	若干名	美波町において、主に建築技術業務に従事します。
土木	高等学校卒業程度	若干名	美波町において、主に土木技術業務に従事します。
保育士	短期大学卒業程度	若干名	美波町において、こども園に配属され、保育士の業務に従事します(採用後、人事異動により幼児教育の業務に従事することがあります)。

※ 申込みできる試験区分は1つに限ります。申込み後は試験区分の変更はできません。

## 2. 受験資格

試験区分		受験資格
一般事務①	高等学校卒業程度	昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。

<p>一般事務② 【障がい者対象】</p>	<p>高等学校 卒業程度</p>	<p>昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、受験申込日及び受験日当日において有効である次に掲げる手帳等の交付を受けている者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障がい(以下「身体障がい」という。)を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。)</li> <li>・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳若しくは児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書</li> </ul>
<p>建築</p>	<p>高等学校 卒業程度</p>	<p>昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級又は2級建築士の資格を有する者又は、令和2年3月31日までに当該資格を取得見込みの者。</li> <li>・ 建築士法第14条又は、第15条に規定する建築専門課程を修め卒業した者又は、令和2年3月31日までに当該課程を修め卒業見込の者。</li> </ul>
<p>土木</p>	<p>高等学校 卒業程度</p>	<p>昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、土木専門課程を修め卒業した者又は、令和2年3月31日までに当該課程を修め卒業見込の者。</p>
<p>保育士</p>	<p>短期大学 卒業程度</p>	<p>昭和59年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有し、保育士登録済の者又は、令和2年3月31日までに当該資格を取得、登録見込みの者。なお、幼稚園教諭免許更新未了者については、令和2年3月31日までに更新見込の者。</p>

◆「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

※ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法第1.6条各号のいずれかに該当する者

ア 成年被後見人又は被保佐人(民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 美波町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3. 試験の日時、試験場及び合格発表

区分	試験日時	試験場	合格発表
第1次試験	令和元年10月20日(日) 開場 9:00～ 説明 9:45～ 試験 10:00～	徳島大学総合科学部 (徳島市南常三島町1-1) 試験場への車の乗り入れは、送迎を含め固く禁止します。  なお、付近に駐車場はありませんので、交通機関を利用してください。	令和元年 11月初旬
第2次試験	令和元年11月下旬以降 (日時は、第1次試験合格者に通知します。)	美波町役場 本庁 (徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1)	令和元年 12月以降

※合格者の発表は、当町の指定する掲示板に公告するとともに、可否にかかわらず文書で通知します。合格発表及び、第2次試験の実施時期については、変更となる場合があります。

### 4. 試験の方法及び内容

区分	試験種目	時間	方法及び内容
第1次試験	教養試験 (40題) (全試験区分)	10時00分から 12時00分まで	公務員として必要な一般的知識(社会、人文、自然)及び知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)について、それぞれ短期大学卒業程度、高等学校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。  一般事務①②の受験者は教養試験のみで、専門試験はありません。
	専門試験 (30題) (建築)	13時00分から 14時30分まで	専門的知識(数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工)及び能力について択一式による筆記試験を行います。
	専門試験 (30題) (土木)	13時00分から 14時30分まで	専門的知識(数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工)及び能力について択一式による筆記試験を行います。
	専門試験 (30題) (保育士)	13時00分から 14時30分まで	専門的知識(社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健(精神保健を含む。))及び能力について択一式による筆記試験を行います。

区分	試験種目	方法及び内容
第2次試験	論文試験	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための試験を行います。
	口述試験	主として人柄、性格等をみるため、個別面接を行います。
	適性検査	公務員としての適性について、検査を行います。

※採用試験は第1次試験は活字印刷文による出題、第2次試験は筆記及び口述試験にて実施

いたしますが、身体に障害があるなどして、試験場において配慮を必要とする場合、一般事務②に申込みの場合は、採用試験受験申込書別紙を記載の上、申込書に添付し提出ください。お申し出のない場合又は、お申し出の内容によっては、対応できない場合がありますので御承知おきください。

## 5. 受験手続

### (1) 申込用紙

申込用紙は、次のいずれかの方法で入手できます。

#### ア. 配布窓口で請求

美波町役場総務課及び由岐支所

#### イ. 郵便で請求

①A 4 サイズの用紙が入る大きさ（角型2号）の返信用封筒を用意し、120円分の返信用切手を貼り、郵便番号・住所・氏名を明記ください。

②返信用封筒を別の封筒に入れ、封筒の表に「職員試験請求」と朱書きし、下記に請求ください。

【請求先】〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1 美波町役場総務課

#### ウ. 美波町ホームページからダウンロード

令和元年度美波町職員採用試験受験申込書、受験票（両面）、受験申込書別紙

注 印刷する際は、A 4判の厚さ0.2ミリ（郵便はがきの厚さ）程度の白紙（感熱紙・光沢紙不可）を使用し、縦方向に印刷（受験票は両面に印刷）してください。両面印刷がうまくできない場合や、はがきの厚さのA 4判用紙がない場合等は、配布窓口又は、郵便で御請求ください。

### (2) 申込方法

申込みは、次のいずれかの方法によります（一般事務②に申込みの場合は、手帳等の写しを添付ください）。受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。

#### ア. 持参による申込み

職員採用試験受験申込書（申込書別紙含む）、受験票及び受験番号札に所要事項を記入し、令和元年8月13日（火）～8月29日（木）の執務日（月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時までに美波町役場総務課に提出ください。

#### イ. 郵送による申込み

職員採用試験受験申込書（申込書別紙含む）、受験票及び受験番号札に所要事項を記入し、封筒の表に「試験申込み」と朱書きし、必ず「書留郵便」により美波町役場総務課あて送付してください。郵便による申込みは、令和元年8月29日までの消印のあるものに限り受け付けます。

#### ウ. インターネットによる申込み（電子申請）

職員採用試験の受験申込みをインターネットにより行う場合は、美波町ホームページから行ってください。「電子申請サービス」の利用に当たっては、「利用規約」「利用方法」等をよく読んでください。事前に利用者登録（IDの取得）が必要です。

注 インターネットによる申込受付期間：令和元年8月13日（火）～8月23日（金）

ご使用の機種や環境によって対応できない場合がありますので、その場合は受付期間内に郵便又は持参により申込みを行ってください。また、システムのメンテナンスのため受付期間中でもシステムを停止する場合があります。その他、通信障害等のトラブルについては一切責任を負いませんので御承知おきください。

### (3) 受験票

持参による申込み及び郵便による申込みの場合は、受験票を郵送しますので、受験票に宛先を記入し、62円切手を必ず貼ってください。

申込後2週間が過ぎても受験票が到着しない場合やダウンロードがうまくいかない場合などは、お早めに美波町役場総務課（電話 0884-77-3611）へ連絡ください。

受験票の写真は申込みの際に貼ってはいけません。申込後、受験票を受け取ってから、申込み前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真（縦4.5cm、横3.5cm）を貼って、第1次試験当日必ず持参してください。

## 6. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、原則として令和2年4月1日付で採用します。なお、採用は全て地方公務員法第22条第1項の規定に基づき条件付き採用となります。採用後6か月を勤務し、その間、良好な成績で職務を遂行したときに正式採用となります。
- (2) 最終合格者の次点以降の者で、一定の基準を超えた者を高得点順に、採用候補者名簿に登載し、最終合格者が採用を辞退した場合等は、次点の方に直接連絡いたします。（問合せはできません。）
- (3) 受験資格がないことが判明した場合（受験資格に記載した期限までに当該資格又は免許を取得、更新できない場合等を含む）、申込み又は受験に関して虚偽若しくは不正な行為があった場合、職員として適格性を欠くことが明らかになった場合などは、受験資格・採用資格を取り消します。
- (4) 採用された場合の給与は、美波町給与条例に基づき支給されます。

## 7. 試験結果の開示

この試験の結果については、美波町個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、受験者本人であることを証明する書類（学生証、運転免許証、旅券など）を持参し、開示期間中の執務日（土・日、祝祭日を除く月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時までに、美波町役場総務課に直接お越しください。

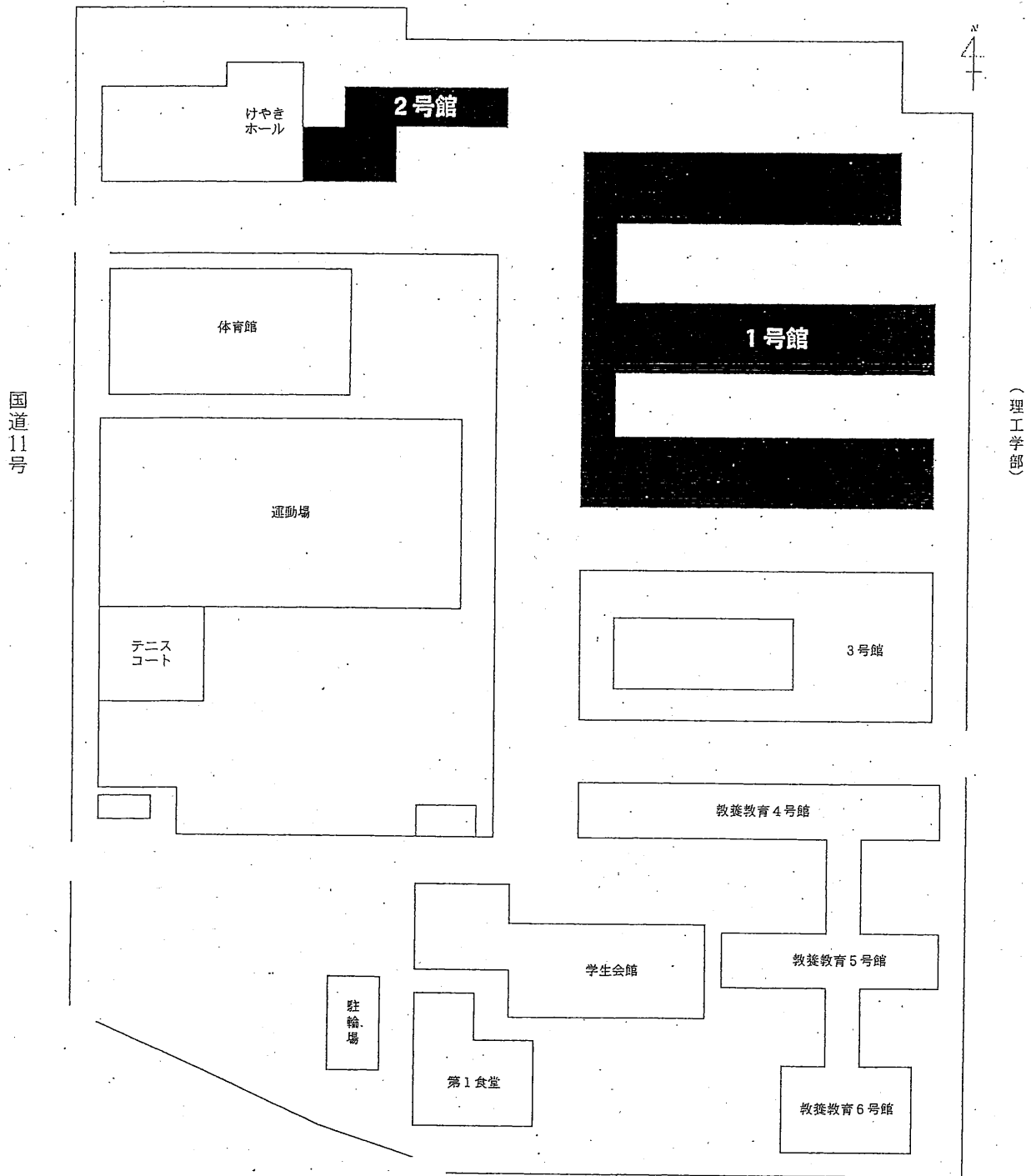
試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	不合格者	第1次試験の得点及び順位(本人分)	第1次試験合格発表日から1月間	美波町役場 総務課
第2次試験	不合格者	第2次試験の得点及び順位(本人分。第1次試験結果の開示も含む)	第2次試験合格発表日から1月間	

## 8. その他

- (1) この試験についての問合せは、美波町役場総務課（電話 0884-77-3611）へしてください。
- (2) 第1次試験の択一式試験の採点は光学読取により行いますから、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを第1次試験の当日必ず持参してください。
- (3) 時計は、時計機能だけのものに限りません。（携帯電話等は、使用できません。）
- (4) 試験場への車の乗り入れは、送迎を含め、固く禁止します。付近に駐車場はありませんので、必ず交通機関を利用してください。
- (5) 第1次試験受験時の試験場は、空調の調節が困難な場合があります。第1次試験時の服装は自由ですので、温度調節のしやすい服装で受験してください。

- (6) 自然災害等による試験の延期など試験日程を変更する場合、試験日前日までに決定した事項については美波町ホームページで随時お知らせいたします。

試験場案内図（徳島大学総合科学部）



○JR徳島駅からのアクセス

・徳島市営バス

「中央循環（左回り）」行・「島田石橋」行・「商業高校」行 他に  
乗車し、「助任橋（徳島大学前）」又は「徳島大学南」下車徒歩約5分  
※「商業高校」行のみバス停が「徳島大学南」になります。

・徳島バス

鳴門線、鍛冶屋原線に乗車し、「大学前」で下車徒歩約5分